

広報

おおやまざき

3

2018(平成30)年

いざ天王山！
マンホールだ！

マンホールの下には
何があるのかな

今月の主な内容

- のぞいてみよう おおやまざきの下水道 P2
- 相談窓口を紹介します P6
- 「あったらいいな
駅前ワークショップ」だより P10
- 体育館リニューアルオープンイベント P13
- 乙訓高校野球部
パブリックビューイング P19

皆さんの歩く道に必ずあるマンホール。どんな役割を果たしているのかご存じですか？

大山崎町内の天王山登山口にある3つの特別な「いざ天王山マンホール」は、密かな人気スポットです。ぜひ探してみてくださいね。(関連記事2～5ページ)

vol.602

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

マンホールカード配布中!



大山崎町のマンホールカードを配布しています。マンホールカードは全国で約200の自治体が配布していて、往訪の記念やコレクションとして人気を集めています。

開庁日は大山崎町役場2階上下水道課で、休日・祝日は大山崎町歴史資料館で配布しています。

○汚水のゆくえ
生活排水は皆さんの自宅から、道路の下で下水道管を通り、浄化センターへと流されます。町域の半分から出される汚水は一度、汚水中継ポンプ場へ集められ、長岡京市にある京都府流域下水道洛西浄化センターへポンプ圧送されます。もう半分は直接洛西浄化センターに集められ、きれいな水に浄化された後に桂川へ放流されます。

○安全安心を守る下水道
下水道の整備が進んでいることで、日本各地で発生している浸水災害から皆さんを守り、また、快適で衛生的な暮らしを提供できています。私たちの社会活動や暮らしに無くてはならない下水道。町では、公共下水道事業として下水道施設を健全に管理することで、下水道の機能を発揮し、将来にわたってその役割を果たしていきます。

○雨水のゆくえ
雨水は、家の屋根や畑、道路などから周りの小さな水路や川、道路の下に張り巡らされた雨水管を通り、小泉川や桂川を経て海へと流れます。

特集

のぞいてみよう

おおやまざきの下水道

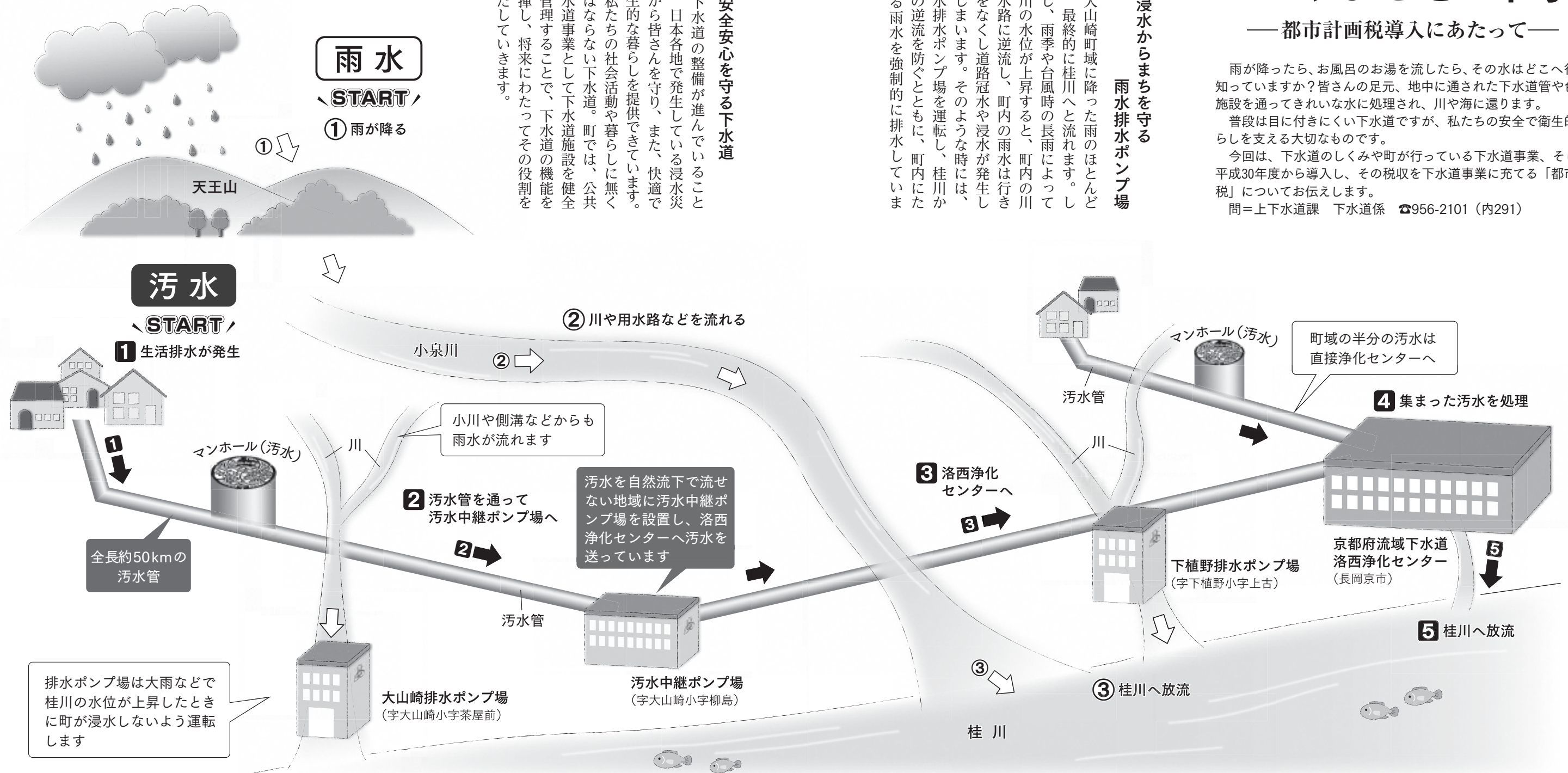
— 都市計画税導入にあたって —

雨が降ったら、お風呂のお湯を流したら、その水はどこへ行くか知っていますか?皆さんの足元、地中を通された下水道管や色々な施設を通してきれいな水に処理され、川や海に還ります。

普段は目に付きにくい下水道ですが、私たちの安全で衛生的な暮らしを支える大切なものです。

今回は、下水道のしくみや町が行っている下水道事業、そして、平成30年度から導入し、その税収を下水道事業に充てる「都市計画税」についてお伝えします。

問=上下水道課 下水道係 ☎956-2101 (内291)



下水道事業のこれまで・これから

雨水事業について

大山崎排水ポンプ場の増築工事などを実施中
 今後は施設の老朽化対策を実施

本町の市街地は天王山と桂川に挟まれているため、天王山から短時間で集まった雨水により、下流の河川・水路が急に増水する特性があります。

これまで、5年に一度に発生する可能性のある5年確率降雨（51・1

mm/h）に対応するため事業を進めてきました。

しかし、近年は整備水準を上回る降雨が頻発していることから、平成25年に事業計画の見直しを行い、整備水準を5年確率降雨から10年確率降雨（61・1mm/h）へ向上させ、排水ポンプ場の能力増強を優先的に行うこととしました。

現在、大山崎排水ポンプ場の増築工事を、平成32年度供用開始することを目指して進めています。事業費の約半分は国の社会資本整備総合交付金を活用し、残りは町債（借金）を充てます。今後の事業は大山崎・下植野排水ボ

大山崎町の主な下水道施設一覧

区分	施設名	役割
雨水	大山崎排水ポンプ場	桂川の水位が上昇したときに運転。
	下植野排水ポンプ場	
汚水	大山崎汚水中継ポンプ場	町域の約半分の汚水を京都府洛西浄化センターに圧送する。
	※下水道は勾配により自然流下で流します。しかし、地形の状況によっては、自然流下させることが困難な場合があります。そのような地域には、ポンプ場やマンホールポンプを設置しています。	
	西高田マンホールポンプ	
	鏡田東部マンホールポンプ	
	龍光マンホールポンプ	ポンプ場より規模の小さな施設。



▲大山崎排水ポンプ場 完成予想図

ンプ場などの設備更新や耐震化事業、雨水幹線の整備が中心となります。

汚水事業について

汚水中継ポンプ場の長寿命化対策工事などを実施中
 今後は管路の老朽化対策を実施

本町の公共下水道普及率は99・9%と、高い数値を達成しています。反面、それだけ多くの施設を抱えていることで、その適切な維持や更新が大きな課題となっています。一方で、少子高齢化や節水機器の普及、経済状況の変化により使用料収入は減少するものの、維持管理・改築などに要する費用は増加するため、下水道経営を取り巻く環境はますます厳しくなることが予想されます。

近年の事業については、平成26年度に汚水中継ポンプ場長寿命化計画を策定し、現在、設備の更新や改築を進めています。並行して、耐震対策工事も実施しており、平成31年度までに事業が完了する見込みです。これらも国の交付金と町債が主な財源です。

今後も計画的な維持管理と改築を行うことで、良好で継続的な下水道サービスの提供を目指します。



▼大山崎排水ポンプ場は平成32年度の供用開始を目指し、増築工事を進めています。



安全安心のまちの未来のために

平成30年度から都市計画税を導入します

これまで示してきたように、下水道は、皆さんを浸水被害から守り、日常生活や社会経済活動を支える基本的な社会基盤です。

町ではその下水道事業の財源の一部として、平成30年度から都市計画税を導入します。ここで改めて都市計画税についてご説明します。

問Ⅱ税住民課税務係 ☎5612101（内141）

税額はいくらになるのか

都市計画税は、市街化区域内の土地および家屋（大山崎町のほぼ全ての住宅が市街化区域内に所在しています）に対して課税し、課税標準額（固定資産の評価額）に税率0・1%を掛けた金額が年間の税額です。一例を示せば、土地100㎡、家屋90㎡、築10年の一戸建て住宅の場合、土地と家屋合わせて年額8千円となります。

ただし、固定資産の評価額は、土地および家屋の面積に対して一律に決定するものではないため、これはあくまで参考の金額です。詳しくは、税住民課税務係にお尋ねください。

使いみち

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業に要する費用に充当するために課税することができる目的税です。

都市計画事業とは、都市計画に定められた道路・公園・下水道などの都市

施設の整備に関する事業で、大山崎町では、現在、公共下水道事業を都市計画事業として実施しているところであり、右ページにあるような公共下水道事業の今後の事業費ならびに過去の整備に要した費用（町債（借金）の償還額）に都市計画税を充当することとしています。

税率は0・1%

都市計画税の税率は、法律で上限が0・3%と定められており、各自治体はその範囲内で議会での議決を得て税率を設定します。

現状、公共下水道の整備に要した町債の償還額が、年間約1・5億円前後で推移しています。ここから個々の家庭や事業所が負担する下水道料金収入を差し引いた部分に都市計画税を充当するために、税率を0・1%と設定しています。

近隣市町村の課税状況

京都府内の26市町村のうち都市計画

区域に指定されているのは21団体で、そのうちの16団体が都市計画税を導入されています。導入されていない市町村のうち、2市町では、固定資産税の超過課税を実施して財源確保を図っています。

近隣では長岡京市が昭和39年から、向日市が昭和43年から都市計画税を導入しており、現在の税率はともに0・25%です。

これまでの町の行財政改革の成果は

この間、町では行財政改革を継続的に実施しており、特に人件費の削減には積極的に取り組んできました。

平成18年度～平成21年度にかけての集中改革プラン取り組み前と平成28年度の単年度比較では、年間の人件費は、約2・8億円の減額となっており、その期間中の削減総額は、約33億円に及んでいます。このほか、各種職員手当の削減、廃止にも取り組んできました。さらに、長寿苑、なごみの郷の指定管理委託や、J・R山崎駅前駐輪場、第3保育所の給食調理業務の民間委託や駅前駐車場の民営化、あわせて町有地売却なども推し進め、一定の財政効果を生んできました。

また、近年では、町のPR活動による観光入込客数・観光消費額の増加、

町内の空き店舗等への事業者の進出、国・府の補助金の積極的な獲得、ふるさと納税制度の活用などを進め、積極的に歳入確保に努めており、引き続き皆さんの安全安心を守り、笑顔が生まれるまちづくりを進めていきます。



平成30年3月現在

ひとりで悩まず、一緒に考えましょう

相談窓口を紹介します

問＝役場代表 ☎956-2101

日頃の生活の中で不安や心配ごとをお持ちの方、ひとりで悩まずにまずはご相談ください。
相談したくてもどこに相談窓口があるのかわからない方へ、各種相談窓口を紹介します。
※町外の相談窓口はほけんセンターだよりに掲載しています

相談ごと (悩みごと・困りごと)	相談窓口	概要
大人の健康相談	健康課 健康増進係 (内132～135)	体調・病気・生活習慣の改善など、健康に関すること全般について、保健師が相談を受けます。心の相談については、乙訓保健所の相談員の協力を得て、相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15（随時）
赤ちゃん・お子さんの健康相談	健康課 健康増進係 (内132～135)	お子さんの発育・発達・育児について、保健師が相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15（随時）
大人の栄養相談	健康課 健康増進係 (内132～135)	栄養に関することについて、管理栄養士が相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15（予約制）
赤ちゃん・お子さんの栄養相談	健康課 健康増進係 (内132～135)	お子さんの栄養や食生活について、管理栄養士が相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15（予約制）
こころの体温計	健康課 健康増進係 (内132～135)	町ホームページより、ストレス度や落ち込み度をチェックできます http：//www.town.oyamazaki.kyoto.jp/
高齢者の健康相談	老人福祉センター 「長寿苑」 ☎957-1860	60歳以上の方を対象に、看護師が相談を受けます。 とき＝毎月2回（日時未定 長寿苑だよりをご覧ください）
高齢者の生活相談	健康課 高齢介護係 (内137)	介護保険に関すること・介護予防に関すること・高齢者虐待などの相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15（随時）
子育て相談	子育て支援センター 「ゆめほっぺ」 ☎959-9050	育児不安など子育てに関する相談を受けます。 とき＝子育て相談 ㊥～㊦ 9:30～15:30（随時） ※ 不定休あり 保健師による健康相談 毎月2回 ※ 実施日、時間はお問い合わせください。
	大山崎町保育所 ☎956-3397 第2大山崎町保育所 ☎957-1120 第3大山崎町保育所 ☎957-6091	町立保育所で、保育士が子育てに関する相談を受けます。 とき＝毎週㊥（㊦を除く） 9:00～16:00
児童虐待の通報・相談	福祉課 児童福祉係 (内181・183)	近所で「子どもの様子がおかしい」など感じた時は、通告またはご相談ください。 とき＝平日8:30～17:15（随時）
障がい者の生活相談	福祉課 社会福祉係 (内154)	障がい者の身近な生活相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15（随時）
障がい者虐待の通報・相談	福祉課 社会福祉係 (内151)	障がい者の虐待に気づかれた時は、通報またはご相談ください。 とき＝平日8:30～17:15（随時） ※ 通報については、上記以外の時間は宿直が対応します。
困りごと相談	福祉課 社会福祉係 (内153) 民生児童委員	地域福祉の担い手として福祉活動を行っている「民生児童委員」が、さまざまな福祉の相談を受けます。 「民生児童委員」は、地域を分けて活動をしています。

相談ごと (悩みごと・困りごと)	相談窓口	概要
教育相談	学校教育課 学校教育係 (内213)	学習や学校生活のこと、不登校などの相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15（随時）
配偶者や親しい男女 間での暴力（DV）の 相談	生涯学習課 生涯学習・ スポーツ振興係 (内232)	DVに関する相談を受けます。自立や課題解決に向けて支援のための専門の相談窓口をご案内します。 とき＝平日8:30～17:15（随時）
緊急融資の相談	経済環境課 農林商工係 (内244)	国の指定する不況業種に該当する方で、売上が減少した方等を対象に、セーフティネット保証融資に関する認定、京都府融資制度に係る保証料の助成申請などの相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15（随時）
雇用・労働相談窓口の 案内	経済環境課 農林商工係 (内244)	仕事探し・職業訓練などの相談窓口を案内します。 とき＝平日8:30～17:15（随時）
緊急経営相談	大山崎町商工会 ☎956-4600	中小企業の経営に関する融資・記帳・申告など幅広く経営支援員が相談を受けます。 とき＝随時（予約制 平日の夜間も可）
消費生活相談	経済環境課 農林商工係 (内244)	悪質商法や多重債務など消費者生活に関するトラブルについて専門相談員が相談を受けます。 とき＝毎月第1・2・3・4㊦ 13:30～15:30
京都弁護士会による 無料法律相談	政策総務課 企画観光係 (内312)	相談内容を問わず、京都弁護士会の弁護士が相談を受けます。 とき＝3月16日㊦ 13:30～16:30（予約制）※ 詳しくは21ページ ※ 以後の相談日程は、決まり次第、広報誌などでお知らせします
行政書士による暮らし と事業の行政相談	政策総務課 企画観光係 (内312)	相続・遺言・公正証書・契約書・示談書などの疑問に、行政書士がお答えします。 とき＝毎月第3㊦ 13:30～16:30 ※ 詳しくは21ページ
司法書士による無料 法律相談	政策総務課 企画観光係 (内312)	相続・遺言・不動産登記などの相談に、司法書士がお答えします。 とき＝4月17日㊦ 13:30～16:30（予定） ※ 以後の相談日程は、決まり広報誌などでお知らせします
年金相談	健康課 保険医療係 (内114)	社会保険労務士による年金相談です。 とき＝毎月第2㊦ 13:00～16:00（予約制） ※ 役場が閉庁時の場合は、変更になることがあります。広報誌カレンダーページなどで確認してください。
高齢者の総合相談	地域包括支援センター (なごみの郷内) ☎952-6533	高齢者やその家族・近隣に暮らす方の介護や福祉などの相談を専門員が受けます。 とき＝平日8:30～17:15（随時）
「認知症」に関する相談	地域包括支援センター (なごみの郷内) ☎952-6533	「認知症」に関する相談を専門員が受けます。 とき＝平日8:30～17:15（随時）
障がい者のよろず相談	社会福祉協議会 ☎957-4100	障がい者の福祉などの相談を専門相談員が受けます。 とき＝平日8:30～17:15（予約制）
心配ごと相談	政策総務課 総務係 (内321)	家庭の問題・隣近所のこと・生活困難・子育ての疑問や不安・行政に関する事など、生活上のさまざまな相談を人権擁護委員・行政相談委員が受けます。 とき＝毎月第1・3㊦ 13:30～15:30

町職員の給与・定員について お知らせします

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (28年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の 人件費率
28年度	人 15,711	千円 5,708,946	千円 119,697	千円 1,228,424	% 21.5	% 22.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計B	
28年度	人 124	千円 480,365	千円 111,600	千円 176,670	千円 768,635	千円 6,199

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、28年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況

区分	平成29年4月1日
大山崎町	102.1

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料水準を100とした場合の地方公務員の給料水準を示す指数です。

2 職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (29年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大山崎町	39.5 歳	297,200 円	397,364 円	340,261 円
京都府	43.1 歳	325,935 円	415,773 円	376,615 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
大山崎町	47.8歳	6 人	327,100 円	376,983 円	349,500 円
うち清掃職員	53.3歳	4 人	353,300 円	419,575 円	381,500 円
京都府	55.5歳	212 人	362,024 円	413,755 円	394,693円
国	50.6歳	2,722 人	286,833 円	—	328,360 円

(2) 職員の初任給の状況 (29年4月1日現在)

区分	大山崎町	京都府	国
一般行政職	大 学 卒	180,400 円	187,100 円
	高 校 卒	147,900 円	152,400 円
技能労務職	高 校 卒	163,700 円	—
	中 学 卒	147,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (29年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	269,300 円	305,000 円
	高 校 卒	243,300 円	276,600 円
技能労務職	高 校 卒	245,400 円	271,400 円
	中 学 卒	228,800 円	255,900 円

3 一般行政職の級別職員数などの状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (29年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師の職務 作業員、管理員、調理師の職務	5 人	6.0 %
2 級	知識、技術又は経験を必要とする主事、技師の職務 技能・経験を必要とする作業員、管理員、調理師の職務	13 人	15.7 %
3 級	主査の職務 主任の職務 作業長、作業次長、総括主任の職務	23 人	27.7 %
4 級	課長補佐、係長の職務 総括主査の職務 技能・経験を必要とする作業長、作業次長、総括主任の職務	22 人	26.5 %
5 級	主幹の職務	9 人	10.8 %
6 級	課長、参事の職務	7 人	8.4 %
7 級	部長の職務 困難な業務を所掌する課長、参事の職務	4 人	4.8 %

(注) 1 大山崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4 職員の主な手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 山 崎 町	京 都 府	国
1人当たり平均支給額 (28年度) 1,420 千円	—	—
(28年度支給割合) 期末手当 1.70 月分 2.60 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 1.70 月分 2.60 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 1.70 月分 2.60 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

町行政は、住民の皆さんの理解を得ながら、効率的かつ適正に運営していかなければなりません。

そこで、職員の給料などの状況について、広く住民の皆さんに知っていただくため、そのあらましを公表します。

ここに紹介する給与は、手取り額ではなく、税金や各種保険料などを差し引く前の額です。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

問＝政策総務課総務係 ☎956-2101（内321）

(2) 退職手当 (29年4月1日現在)

大 山 崎 町	国
(支給率) 自己都合 早期・定年 勤続20年 20.445 月分 25.556 月分 勤続25年 29.145 月分 34.583 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	本 町 と 同 じ その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)
1人当たり平均支給額 16,462 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)	19,656 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	158,516 円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全 域	4%	124人	3%

(4) 特殊勤務手当 (28年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)	5,321 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	69,103 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (28年度)	38.1 %
手当の種類(手当数)	18

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (28年度決算)	44,733 千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	290 千円
支給実績 (27年度決算)	38,215 千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	248 千円

5 特別職の報酬などの状況

		(29年4月1日現在)	
区分		給料月額等	
給料	町長	790,000 円	
	副町長	665,000 円	
報酬	議長	380,000 円	
	副議長	315,000 円	
	議員	290,000 円	
期末手当	町長	(28年度支給割合) 3.25月分	
	副町長	(28年度支給割合) 3.25月分	
退職手当	町長	(算定方式) 給料月額 × 在職年数 × 530 / 100	(1期の手当額) (支給時期) 16,748,000 円 任期毎
	副町長	給料月額 × 在職年数 × 315 / 100	8,379,000 円 任期毎
備考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 人事評価の状況

人事評価制度は、複雑化・多様化するニーズに応える職員の育成に活用するため、正規職員を対象に実施しています。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在) (人)

部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成28年	平成29年		
普通会計部門	一般行政部門	23064214	22974215	▲11	他部署への人員配置 業務内容の充実 欠員の補充
	計	108	108		派遣に係る職員を配置
	教育部門	16	16		
	小 計	124	124		<参考> 人口1万人当たり職員数 78.93 人
会公営企業部門等	水道 下水道 その他	5411	5410	▲1	欠員の不補充
	小 計	20	19	▲1	
合 計		144	143	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数91.02 人
		[246]	[246]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (29年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳 ～ 23	24歳 ～ 27	28歳 ～ 31	32歳 ～ 35	36歳 ～ 39	40歳 ～ 43	44歳 ～ 47	48歳 ～ 51	52歳 ～ 55	56歳 ～ 59	60歳以上	計
職員数	2人	3人	22人	12人	20人	21人	10人	8人	14人	10人	12人	9人	143人
構成比	1.4	2.1	15.4	8.4	14.0	14.7	7.0	5.6	9.8	7.0	8.4	6.3	100

(3) 平成19年度からの職員数の推移

		平成19年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
部門	一般行政	職員数	121	105	107	107	109	108	108
	教 育	職員数	17	13	13	14	14	16	16
公営企業等会計	職員数	19	20	18	17	18	19	20	19
	計	職員数	157	138	138	138	137(4)	133(8)	136(8)
									134(9)

(注) 26年度以降、フルタイム勤務の再任用職員数を（ ）で外書きしています。